

愛知県臨床検査標準化協議会設置要綱

平成 15 年 5 月 12 日 施行
平成 17 年 1 月 18 日 一部改正
平成 18 年 1 月 17 日 一部改正
平成 19 年 1 月 16 日 一部改正
平成 20 年 7 月 9 日 一部改正
平成 25 年 7 月 5 日 一部改正
令和 2 年 1 月 20 日 一部改正

(目的)

第 1 条 愛知県における臨床検査データの標準化のあり方および実施について、専門的な見地から検討を行うため、愛知県臨床検査標準化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は次の事業を行う。

- (1) 臨床検査の標準化のあり方に関すること。
- (2) 臨床検査の標準化の実施に関すること。
- (3) 臨床検査の標準化の推進に関すること。
- (4) その他上記目的を達成するために必要な事業

(構成)

第 3 条 協議会は、会員と構成団体からなる。

2 会員は次の 2 種とする。

- (1) 正会員 協議会の目的に賛同する施設
- (2) 賛助会員 協議会の目的に賛同し賛助するもの

3 構成団体は愛知県医師会、愛知県病院協会、愛知県臨床検査技師会および愛知県保健医療局とする。

4 その他協議会が必要と認めるものを加えることができる。

(役員)

第 4 条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理事 12 名以上 16 名以内（会長および副会長を含む）
- (4) 監事 若干名

2 理事及び監事は、協議会の構成団体からの推薦者と協議会が必要と認める者よりなる。

3 会長及び副会長は理事の互選による。

4 協議会に顧問をおくことができる。

5 顧問は理事会の推薦と承認を得て、会長が委託する。

(役員職務)

第5条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長にその職務が遂行できないときは、副会長がこれを代理する。
- 3 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は財産の状況、理事の業務執行を監査する。
- 5 顧問は会長の求めに応じ意見を述べるができる。
- 6 役員任期は1年とし、再任されることができる。
- 7 顧問任期は会長の任期による。

(会議)

第6条 協議会に理事会、推進委員会および実務委員会を置く。

(理事会)

第7条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の承認。
 - (2) 事業報告および収支決算の承認。
 - (3) その他、協議会運営に関する重要な事項。
- 2 理事会は、会長が必要と認めるとき、随時開催するものとする。
 - 3 理事会の議長は会長がこれに当たる。
 - 4 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、開会することができない。
 - 5 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。
 - 6 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(推進委員会)

第8条 推進委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 理事会に付議すべき事項。
 - (3) その他、理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
- 2 推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(実務委員会)

第9条 実務委員会は、第2に掲げる事業の実施機関として業務を行う。

- 2 実務委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(経費)

第10条 協議会の経費は、第3条2項に規定する協議会会員の年会費および同条第3項に規定する構成団体または同条第4項に規定するものからの助成金または寄付金を当てる。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、愛知県臨床検査技師会がこれを所掌する。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、理事会でこれを定める。

(附則)

この要綱は、平成 15 年 5 月 12 日から施行する。